

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（岩手県）

1 期間 第1四半期（令和8年4月～6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
穀類	1	1回	1	1
きのこ・山菜類	6	品目別に随時	79	23
畜産物	1	随時	1,324	1
野生鳥獣肉	1	随時	876	5
乳	1	3か月に1回	2	2施設
海産魚種	8	週1回	360	本県海域
内水面魚種	3	1か月に1回	30	本県内水面漁場
小計	21	—	2,672	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	6	月1～2回	20	9以上
計	27	—	2,692	—

※ 上記のほか、食用とされる可能性が高い野生鳥獣肉については、捕獲状況に応じて随時調査を実施

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（岩手県）

1 期 間

第1四半期（令和8年4月～6月）

2 検査計画概要

分 類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
穀 類	1	1 回	1	1
きのこ・山菜類	6	品目別に随時	79	23
畜産物	1	随 時	1,324	1
野生鳥獣肉	1	随 時	876	5
乳	1	3か月に1回	2	2施設
海産魚種	8	週1回	360	本県海域
内水面魚種	3	週1回	30	本県内水面漁場
小 計	21	—	2,672	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	/	/	/	/
計	21	—	2,672	—

令和 8 年 3 月 30 日
岩手県農林水産部

県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（令和 8 年 4 月～ 6 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（令和 7 年 3 月 31 日付け健生発 0331 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知、以下「検査通知」という。）のⅡの 3 に掲げる品目のうち、岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、野生鳥獣肉、特用林産物、畜産物及び水産物。

2 検査の頻度

別紙 1 のとおり

3 検査対象区域

別紙 2 のとおり

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

(1) 穀類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に検査を実施。

(2) きのこと・山菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に検査を実施。

(3) 畜産物

牛肉について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に検査を実施。

(4) 野生鳥獣肉

ニホンジカ肉について、検査通知及び生産実態を勘案し、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、山田町を対象に検査を実施。

(5) 乳

原乳について、検査通知を勘案し、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象に検査を実施。

(6) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種について、検査を実施。

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数(令和8年4月～6月)

	穀類							きのこ・山菜類													肉・卵	野生鳥獣肉	乳	合計					
	米	小麦	六条大麦	大豆	そば	雑穀	計	原木生しいたけ 露地	原木生しいたけ 施設	原木まいたけ(露地)	原木なめこ	わらび(栽培)	しどけ(栽培)	葉わさび(栽培)	たけのこ	ふき	こしあぶら	わらび	くさそてつ	せり					うわばみそう	さんしょう	たらのめ	野生きのこ	計
盛岡市								1																	1				
宮古市								1								3									4				
大船渡市																													
花巻市																			3						3				
北上市																													
久慈市								1																	1				
遠野市																											360		360
一関市															3		3		3	3			3		15				
陸前高田市															3			3						6					
釜石市																	3							3		195		195	
二戸市																													
八幡平市								1																1			1		1
奥州市			1				1								3	3	3		3		3	3	3	18				1	
滝沢市								1																1					
雫石町																													
葛巻町								1																1					
岩手町								1																1	1,324				
紫波町								1																1					
矢巾町																													
西和賀町																		3						3					
金ヶ崎町																	3							3			1		1
平泉町															3		3							6					
住田町																								1					
大槌町																	1							1		252		252	
山田町																	3							3		8		8	
岩泉町								1						1		1								3		61		61	
田野畑村																													
普代村								1																1					
軽米町								1																1					
野田村																													
九戸村																													
洋野町								1																1					
一戸町																													
計			1				1	12				3	1	1	12	3	11	12	6	6	3	3	6	79	1,324	876	2	2,282	

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数(令和8年4月～6月)

	水産物(海産魚種)													水産物(内水面魚種)			合計				
	スルメイカ	秋サケ	タラ類		サバ類 (ゴマサバ又はマサバ)	ブリ類 (ブリ)	カレイ類 (マコガレイ又はマガレイ)	ソイ・メバル類 (クロソイ又はキツネメバル)	アイナメ	ミズダコ	ヒラメ	マボヤ	スズキ	クロダイ	その他 (水揚状況を勘案して検査する魚種)	計		イwana	ヤマメ	ウグイ	計
久慈市沖			4	4			4	4	4	4					48	72				0	72
宮古市沖			8	8			8	8	8	8					60	108				0	108
釜石市沖			4	4			4	4	4	4					48	72				0	72
大船渡市沖			8	8			8	8	8	8			4	4	52	108				0	108
気仙川水系 (住田町内)															0			1	1	1	1
雫石川水系 (盛岡市内)															0			1	1	1	1
築川水系 (盛岡市内)															0			1	1	1	1
稗貫川水系 (花巻市内)															0			1	1	1	1
猿ヶ石川水系 (花巻市内)															0			1	1	1	1
豊沢川水系 (花巻市内)															0			1	1	1	1
和賀川水系 (北上市内)															0			1	1	1	1
胆沢川水系 (金ヶ崎町内)															0			1	1	1	1
広瀬川水系 (奥州市内)															0			1	1	1	1
人首川水系 (奥州市内)															0			1	1	1	1
衣川水系 (奥州市内)															0		1	1	2	2	2
磐井川水系 (一関市内)															0	1	1	1	3	3	3
砂鉄川水系 (一関市内)															0	12		1	13	13	13
大川水系 (一関市内)															0			1	1	1	1
岩洞湖 (盛岡市内)															0			1	1	1	1
計	0	0	24	24	0	0	24	24	24	24	0	0	4	4	208	360	13	2	15	30	390

令和 8 年 4 月 24 日
岩手県環境生活部

岩手県内において流通している食品の検査計画（令和 8 年 4 月～ 6 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（令和 7 年 3 月 31 日付け健生発 0331 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知、以下「検査通知」という。）に基づき、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 7 年 3 月 31 日最終改正 原子力災害対策本部）Ⅱの 3 に掲げる品目のうち、岩手県内において流通している食品

2 検査対象区域

県内全域

3 検査の頻度

月 1～2 回程度（合計 20 検体）

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

- (1) 県内で流通する食品のうち、生産者及び製造・加工者の情報が明らかなものについて食品衛生法に基づく収去により検査を実施する。
- (2) 検査対象品目は、県内産の食品または県内産の食品を主たる原料として県内で製造された加工食品を対象とする。
- (3) 検査の実施にあたっては、一般的に摂取される量及び生産状況等を考慮するものとする。